

《1割負担》

<要支援認定を受けている方・事業対象の方>

介護度	利用区分	利用回数	算定単位	基本給付費	サービス 利用料 (A)x10.45	利用者 負担額
要支援 1・2 事業対象	1回/週程度	1~4回/月	1回あたり	384	4,012	402
		5回以上/月	1月あたり	1,672	17,472	1,748
要支援 2	2回/週程度	1~8回/月	1回あたり	395	4,127	413
		9回以上/月	1月あたり	3,428	35,822	3,583

※この他に食事代として、ご利用1回につき、780円の実費負担があります。

・処遇改善加算Ⅱ

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)として一ヶ月のご利用単位数の4.3%が一ヶ月のご利用料金に加算されます。

計算式

1回/週で1~3回/月利用	(基本給付費×1ヶ月のご利用回数)×4.3%
1回/週で5回以上/月利用	基本給付費×4.3%
2回/週で1~8/月利用	(基本給付費×1ヶ月のご利用回数)×4.3%
2回/週で9回以上/月利用	基本給付費×4.3%

・特定処遇改善加算Ⅱ

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)として一ヶ月のご利用単位数の1.0%が一ヶ月のご利用料金に加算されます。

計算式

1回/週で1~3回/月利用	(基本給付費×1ヶ月のご利用回数)×1.0%
1回/週で5回以上/月利用	基本給付費×1.0%
2回/週で1~8/月利用	(基本給付費×1ヶ月のご利用回数)×1.0%
2回/週で9回以上/月利用	基本給付費×1.0%

※ 上記の二つの加算については合算での算出でなく、別々で算出します。

<新型コロナウイルス感染症への対応費の算定について>

新型コロナウイルス感染症への対応費として、一ヶ月の総基本給付費の0.1%が一ヶ月のご利用料金に加算されます。

計算式 上記(基本給付費)×1ヶ月の利用回数×0.1%